

令和 7 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

令和 7 年度食品安全委員会運営計画	9/30 までに実施した事項	今後の予定
<p>第 1 令和 7 年度における委員会の事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>	<p>➡資料 2-2（p 1～5）参照</p> <p>○ 食品安全委員会（以下「委員会」という。）を 21 回、専門調査会及びワーキンググループ（以下「専門調査会等」という。）を 52 回開催し、62 案件の評価依頼を受け、70 案件の評価を終了した。</p>	<p>○ 「事業運営方針」に則り委員会、専門調査会等の運営を行うとともに、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>第 2 委員会の運営全般</p> <p>（1）委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週 1 回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>➡資料 2-2（p 1、2、4、5、15）参照</p> <p>○ 火曜日 14 時を定例とし、令和 7 年度食品安全委員会運営計画（以下「運営計画」という。）に基づき、原則として毎週 1 回、21 回開催した。</p>	<p>○ 運営計画に基づき委員会を開催する。</p>
<p>（2）企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙 1 のスケジュールで開催する。</p>	<p>○ 第 45 回会合（6 月 12 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和 6 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」について、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり委員会で報告することとなった。その後、第 987 回委員会（6 月 17 日）において報告された。 ・「令和 7 年度における「自ら評価」案件候補の選定について（案）」につ 	<p>○ 令和 8 年 2 月頃に第 47 回会合を開催し、次の事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 8 年度食品安全委員会運営計画（案）について

	<p>いて、事務局から説明があり、審議の結果、「自ら評価」の案件選定の進め方について了承され、7月1日から1か月間の公募を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補の選定について 令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について 																												
<p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。</p>	<p>○ 食品健康影響評価に関する専門調査会等を以下のとおり52回開催した。</p> <p>(単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="792 678 1691 1377"> <thead> <tr> <th>専門調査会等名</th> <th>開催実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>企画等専門調査会</td><td>1</td></tr> <tr><td>添加物専門調査会</td><td>1</td></tr> <tr><td>農薬第一専門調査会</td><td>6</td></tr> <tr><td>農薬第二専門調査会</td><td>3</td></tr> <tr><td>農薬第三専門調査会</td><td>4</td></tr> <tr><td>農薬第四専門調査会</td><td>2</td></tr> <tr><td>農薬第五専門調査会</td><td>6</td></tr> <tr><td>動物用医薬品専門調査会</td><td>3</td></tr> <tr><td>器具・容器包装専門調査会</td><td>0</td></tr> <tr><td>汚染物質等専門調査会</td><td>0</td></tr> <tr><td>微生物・ウイルス専門調査会</td><td>2</td></tr> <tr><td>プリオン専門調査会</td><td>2</td></tr> <tr><td>かび毒・自然毒等専門調査会</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	専門調査会等名	開催実績	企画等専門調査会	1	添加物専門調査会	1	農薬第一専門調査会	6	農薬第二専門調査会	3	農薬第三専門調査会	4	農薬第四専門調査会	2	農薬第五専門調査会	6	動物用医薬品専門調査会	3	器具・容器包装専門調査会	0	汚染物質等専門調査会	0	微生物・ウイルス専門調査会	2	プリオン専門調査会	2	かび毒・自然毒等専門調査会	2	<p>○ 専門調査会等を開催する。</p>
専門調査会等名	開催実績																													
企画等専門調査会	1																													
添加物専門調査会	1																													
農薬第一専門調査会	6																													
農薬第二専門調査会	3																													
農薬第三専門調査会	4																													
農薬第四専門調査会	2																													
農薬第五専門調査会	6																													
動物用医薬品専門調査会	3																													
器具・容器包装専門調査会	0																													
汚染物質等専門調査会	0																													
微生物・ウイルス専門調査会	2																													
プリオン専門調査会	2																													
かび毒・自然毒等専門調査会	2																													

遺伝子組換え食品等専門調査会	5
新開発食品専門調査会	0
肥料・飼料等専門調査会	3
栄養成分関連添加物 WG	3
薬剤耐性菌に関する WG	2
評価技術企画 WG	0
食事由来の化学物質のばく露評価 WG	5
有機フッ素化合物 (PFAS) WG	0
ビスフェノール A WG	2

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議
- ③ 関係する専門調査会等を合同で開催

- 欧州食品安全機関 (EFSA) による低用量影響に着目した再評価の進展など、諸外国でのビスフェノール A に係るリスク評価の動向や、課題としていた低用量ばく露による影響について必要な情報が揃ったことを踏まえ、特定分野の集中的審議が必要と判断し、4月8日の食品安全委員会においてビスフェノール A ワーキンググループを設置した。
- 5月15日の動物用医薬品専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。
- 5月21日の食事由来の化学物質のばく露評価 WG に栄養成分関連添加物の専門委員1名を招いて調査審議を行った。
- 6月26日の動物用医薬品専門調査会に肥料・飼料等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。
- 7月2日の食事由来の化学物質のばく露評価 WG に栄養成分関連添加物の専門委員1名を招いて調査審議を行った。
- 7月16日のかび毒・自然毒等専門調査会に農薬第五専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。
- 9月26日の農薬第五専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2

	<p>名を招いて調査審議を行った。</p> <p>○ 9月29日のかび毒・自然毒等専門調査会に農薬第五専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の専門委員各1名を招いて調査審議を行った。</p>	
<p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保</p> <p>専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p>	<p>○ 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、全ての専門調査会等に委員が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p>	<p>○ 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、委員が専門調査会等へ出席し、必要に応じて助言を行う。</p>
<p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管等を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の統合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、より一層リスク管理機関との連携を確保する。</p>	<p>○ 食品安全基本法に基づき、リスク管理機関である関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、関係府省連絡会議幹事会が原則週1回開催された。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、関係府省のリスクコミュニケーション担当者会議が原則として隔週で開催された。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策及び緊急時における関係府省の円滑な対応について検討するため、食品リスク情報関係府省担当者間で延べ6回情報共有を行った。</p> <p>○ 関係府省と連携し、SNS (Facebook、X)、メルマガ等で相互に情報を広めた。</p> <p>○ 食品中の農薬、食品添加物、放射性物質及び食中毒の基礎知識等に関する親子参加型イベント (GOOD LIFE フェア 2025 (9月26日～28日)) を関係省庁と連携して実施した。</p>	<p>○ 関係府省連絡会議に対応する。</p> <p>○ リスクコミュニケーション担当者会議に対応する。</p> <p>○ 食品リスク情報関係府省担当者会議に対応する。</p> <p>○ SNS 等における情報提供で連携するほか、必要に応じ、意見交換会等にも参加を要請する。</p> <p>○ 関係府省と連携したイベントを実施する。</p>
<p>(6) 委員会におけるDXの取組について</p>	<p>○ 食品健康影響評価書作成の効率化と、評価書作成に伴い整理した毒性</p>	<p>○ 今後、調査・研究の成果を踏ま</p>

<p>リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化に資するため、データ項目に関する調査結果を踏まえ、食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等のデータベース化に向けた検討を進める。</p> <p>デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化について、令和6年度に実施した実証調査の結果を基にAI等を活用した機械翻訳などの実用化を進める。</p> <p>また、ガバメントソリューションサービス（GSS）を活用した国会業務や評価書作成業務の効率化を引き続き推進する。</p>	<p>データ等を国際的な形式で提供可能とするデータベース化の検討のため、食品健康影響評価技術研究において、令和6年度及び令和7年度に採択した「デジタルトランスフォーメーション（DX）推進に関する研究」2課題を実施した。</p> <p>○ 令和6年度に実施した実証調査の結果を基にAI等を活用した機械翻訳などの実用化を進めるため、情報収集システムに関する調査実証事業について公告したが、入札不調であった。</p> <p>○ 令和7年6月22日まで開かれた第217回通常国会において、GSSを活用した国会答弁の作成等の国会業務を行った。</p>	<p>え、国民等が活用しやすい毒性試験オープンデータベースの構築を前提に、委員会での食品健康影響評価の業務効率化・評価技術の高度化を図るため、AI等のデジタル技術の活用可能性について引き続き検討を進める。</p> <p>○ 令和7年度中はDXに関する食品健康影響評価技術研究2課題を実施する。（令和6年度採択1課題〈令和7年度継続〉、令和7年度採択1課題）</p> <p>○ デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化について、令和8年度に本番システムの要件定義、9年度に構築を行う予定。</p>
<p>（7）事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<p>○ 評価体制等の充実に必要な予算を要求するとともに、海外農薬知見の収集に係る評価対応の強化、食品安全情報収集体制の強化に必要な定員を要求した。</p>	<p>○ 令和8年度に必要な予算及び機構・定員の確保に向けて対応を行う。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p>	<p>→資料2-2（p3、6、7）参照</p>	

<p>最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> <p>特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。</p>	<p>○ 早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのリスク評価対象案件数 ：3, 640件（うち今年度に評価依頼があった案件62件） ・これまでに評価が終了した案件数（「自ら評価」案件を含む。） ：3, 430件（うち今年度に評価が終了した案件70件） <p>○ これまでに農林水産省から農薬30品目の再評価に係る評価要請があり、評価指針等に基づき評価を進めた。</p>	<p>○ 計画的な調査審議を行う。</p>
<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について</p> <p>「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ 該当品目については、処理期間を管理しつつ、標準処理期間を理由なく超過することのないよう計画的な調査審議を行った。</p>	<p>○ 標準処理期間内に評価が終了できるよう、計画的に調査審議を行う（実績について年度末の委員会において報告予定）。</p>
<p>(3) 器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に伴い実施する食品健康影響評価について</p> <p>「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」（平成31年5月28日食品安全委員会決定）及び「食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方」（令和</p>	<p>○ ポジティブリスト制度の導入に伴い、消費者庁では、今後、新たに使用される物質については、個別に申請を受け付け、安全性審査を受けた物質を個別に官報告示することで物質を規定する仕組みを導入することとしている。この仕組みに基づく、内閣総理大臣による安全性審査の手続等に関する規定を新たに設定するため、委員会では、「食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令」を改正する</p>	<p>○ 計画的な調査審議を行う。</p>

<p>6年3月15日器具・容器包装専門調査会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>など、調査審議に向けて必要な準備を行った。</p>	
<p>(4)ベンチマークドーズ法及び構造活性相関((Q)SAR)の食品健康影響評価への活用 当該技術に関する評価支援チームを、令和6年度に評価技術企画ワーキンググループを中心として整備したところであり、これを活用し、各専門調査会等と密接に連携して調査審議を行う。</p>	<p>○ 知見等の共有と専門性向上の支援を目的として、専門委員等を対象とした勉強会を開催した。</p>	<p>○ 専門調査会等の座長の要請に応じ、調査審議の支援を行う。</p>
<p>2 評価ガイドライン等の策定等 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定及び改正を進める。 令和6年8月に開催した評価技術企画ワーキンググループにおいて検討した進め方を踏まえ、食品健康影響評価に関する長期的な課題の整理と新しい評価手法への対応方針について、引き続き検討を進める。 また、国際水準に準拠したばく露評価の実施を目指し、食事由来の化学物質のばく露評価に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進める。</p>	<p>○ R7年度調査事業にて、食品健康影響評価における現状と課題の把握・整理を行うため、6月から「リスク評価における新しい評価手法の現状と必要性に関するヒアリング等の調査」を開始した。 ○ 4月に開催した食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループにおいて、食事由来の化学物質のばく露評価の考え方に係る文書の作成にあたり、調査審議の進め方についての検討を行った。5月～9月(8月を除く)に開催した同ワーキンググループにおいて、ばく露評価の現状と課題の整理を目的として有識者からの情報提供と意見交換を実施した。</p>	<p>○ 調査事業の一環として、各専門調査会等へのヒアリング調査を実施する。調査事業終了後、その結果を受けて、評価技術企画ワーキンググループにおいて審議を行う。 ○ ばく露評価における論点の抽出・整理及び技術文書の策定に向けた検討を行う。</p>
<p>3 「自ら評価」の適正な実施 (1)「自ら評価」案件の選定 本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価</p>	<p>○ 第45回企画等専門調査会において「自ら評価」案件の選定方法、スケジュール等について決定し、7月1日から1か月間公募を実施した。公募の結果、専門委員、地方公共団体等から延べ7件の提案があった。</p>	<p>○ 2月の企画等専門調査会での案件候補決定に向け、調査審議を進める。</p>

<p>に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日食品安全委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日食品安全委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>		
<p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。</p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項(情報収集等)について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>	<p>○ 平成27年度の「自ら評価」案件として採択された「アレルギーを含む食品」に関して、令和6年度調査事業を活用し、ピーナッツ(落花生)のファクトシート公表に向けた準備を進めた。</p> <p>○ 令和4年度の「自ら評価」案件として採択された「有機フッ素化合物(PFAS)」に関して、令和6年6月において食品健康影響評価書を取りまとめ、関連情報をウェブサイトで公表していたところ、令和7年7月にQ&Aを更新し公表した。</p>	<p>○ ピーナッツ(落花生)については、ファクトシートができ次第、ウェブサイトにて公表し、SNS等で情報発信を行う予定。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>	<p>○ 令和5年10月1日から令和6年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認するため、リスク管理機関に対する令和7年9月末時点における施策の実施状況調査(第30回)の実施に向け、データの整理等を行った。</p>	<p>○ リスク管理機関に対して施策の実施状況調査を実施し、調査結果を取りまとめ、年度内に委員会に報告する予定。</p>
<p>2 食品安全モニターからの報告</p>	<p>➡資料2-2 (p7、8) 参照</p>	

<p>食品安全モニターから、随時、日頃の生活や業務の中で気が付いた食品安全に関する課題や問題点についての報告や当委員会の運営に関する改善点に関しての提言を求める。その報告については、関係省庁に共有し、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和8年2月を目途に実施する。</p>	<p>○ 食品安全モニターを対象に5月にセミナーを開催（対面・オンライン併用）し、7月～9月にオンライン研修を実施した。</p> <p>○ 令和7年4月から9月までに食品安全モニターから6件の提案・報告を受け付けた。具体的には、『用語集の追加（FSSG22000）』や『委員会の広報について（5／14セミナー参加を受けて）』等についての提案・報告があった。</p> <p>昨年度に報告を受けた「学校給食衛生管理基準の課題」については、文部科学省より、令和7年度中に改正に向けた検討に着手し、遅くとも令和8年度中に改正を行う旨の説明があった。</p>	<p>○ 令和8年2月を目途に、食品安全モニターに対し、食品への不安の程度等を調査することを目的として、食品の安全性に対する意識等についてのアンケート調査を実施する。</p> <p>○ 随時報告が提出され次第、速やかに対応する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>令和6年度に「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）を改正し、新興ハザードが出現し覚知されつつあるなかで、より精緻で一貫性をもったリスク評価を実施するとともに、新たな評価指標等の従来の方法論と異なる場合や既存のデータが不足しているような場合における合理性をもった評価が求められていることを踏まえ、</p> <p>①新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積</p>	<p>→資料2-2（p9～12）参照</p>	

<p>②健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築</p> <p>③食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備</p> <p>の3つの柱に焦点を当てて研究・調査を実施することとした。</p> <p>このような趣旨を踏まえ、研究・調査を戦略的かつ計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施</p> <p>前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>	<p>○ 令和6年度に終了した研究課題（9課題）について、研究・調査企画会議事後評価部会（以下「事後評価部会」という。）において事後評価を実施した。</p>	<p>○ 終了課題のうち2課題について、研究成果発表会を開催予定。</p> <p>引き続き、研究・調査の成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。</p> <p>○ 令和6年度に終了した研究課題の事後評価結果を第1001回委員会（10月28日）において報告。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、成果報告書とともにホームページに公表予定。</p>
<p>(2) 本年度における研究課題の実施</p> <p>本年度に実施する研究課題について、別紙3</p>	<p>○ 令和7年度採択課題（8課題）及び前年度からの継続課題（9課題）について、各主任研究者に中間報告書の提出を求めている。</p>	<p>○ 令和8年度に継続実施予定の課題について、提出された中間</p>

<p>に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p>		<p>報告書に基づき、研究・調査企画会議事前・中間評価部会（以下「事前・中間評価部会」という。）において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、同年2月の委員会において継続の可否を決定する予定。</p>
<p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。また、ロードマップを踏まえ、若手研究者を主任研究者とする研究課題の採択に取り組む。</p>	<p>○ 事前・中間評価部会において、令和7年度食品健康影響評価技術研究の二次公募課題案を取りまとめ、第990回委員会（7月8日）において決定した。</p> <p>この二次公募課題案に基づき、研究課題の公募を行った（7月14日～8月5日）。</p> <p>○ 事前・中間評価部会において、令和8年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、第995回委員会（8月28日）において決定した。</p> <p>この優先実施課題に基づき、研究課題の公募を行った（9月16日～10月15日）。</p> <p>○ 公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者から幅広く応募があるようプレスリリースを行うとともに、関係分野の研究者や関係試験研究機関に対し、公募内容を周知した（9月）。</p>	<p>○ 令和8年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和7年2月に開催予定の事前・中間評価部会で選定後、委員会に報告し、決定する。</p> <p>○ 今後開催される課題の選定等に関する事前・中間評価部会が終了する都度、その議事概要を公表する。</p>

<p>(4) 適切な経理の確保</p> <p>研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定)に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。</p>	<p>○ 10月の期日までに各研究機関から提出される会計実績中間報告書を確認し、必要に応じて助言を行った。</p>	<p>○ 令和7年度末の研究費の最終実績報告に向けて、受託者に対して適宜研究費の適正な執行を指導する。</p> <p>○ 自己評価チェックリストの回答を確認するとともに、必要に応じて履行状況調査を実施する。</p>
<p>(5) 関係府省との連携</p> <p>競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日関係府省申合せ))等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p>	<p>○ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」担当者との情報共有を行った。</p>	<p>○ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」担当者との情報共有を行う。</p>
<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定</p> <p>来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性</p>	<p>○ 事前・中間評価部会において、令和8年度の優先実施課題(案)を取りまとめ、第995回委員会(8月26日)において決定した。</p>	<p>○ 令和8年2月に開催予定の事前・中間評価部会において、調査課題を選定し、同年2月の委員会に報告し、決定された後、入札公告を行う。</p>

<p>の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。</p>		
<p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>○ 令和7年度の実施課題として5課題を選定した。</p>	<p>○ 調査終了後、調査報告書をホームページに公開する。</p>
<p>3 研究・調査事業の追跡調査の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。</p>	<p>○ 研究・調査企画会議プログラム評価部会における追跡評価の取りまとめに向け、追跡評価の対象研究課題の成果活用状況（食品健康影響評価での活用、論文発表等）を確認し、評価に向けた準備を進めた。</p>	<p>○ 10月27日に研究・調査企画会議プログラム評価部会において追跡評価を実施し、取りまとめた追跡評価結果を翌年度の事前・中間評価部会、事後評価部会において報告する。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進 消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的</p>	<p>➡資料2-2（p13～）参照</p>	

<p>に行う。以下の点を柱として、具体的な取組として次の1から4までのとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に食品安全委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な情報の提供及びこれらの者との意見交換（特に、令和7年1月に公表した「食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションの推進に向けた消費者庁と食品安全委員会の更なる連携強化について」に基づき、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁及びその他のリスク管理機関との更なる連携強化を進める。） ・ 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供 ・ 地方公共団体が地域住民や事業者の情報発信・リスクコミュニケーションを主体的に実施する際に活用できる、科学的なデータや図などの素材の提供 		
<p>1 様々な手段を通じた情報の発信</p> <p>食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。</p> <p>(1) ホームページ</p>	<p>○ 新たに掲載した情報について、アクセスしやすく、また多くの閲覧に繋</p>	<p>○ 情報提供を行うとともに、関</p>

<p>食品安全に関心があり、情報を入手、利用又は発信しようとするときに、検索やSNSを通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報、並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。</p>	<p>がるよう、その都度トピックスに掲載した。また、古い掲載情報を洗い出した上で、不要なものについて削除を行った。</p> <p>○ ホームページで、食品健康影響評価の結果等について随時、公開した。また、その他食品の安全性等に関する情報について、下記のとおり公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 農薬の再評価に係る食品健康影響評価について公開 ・ 6月 世界食品安全の日特設サイト更新 ・ 7月 「有機フッ素化合物（PFAS）」評価書に関するQ&A更新 ・ 8月 「化学物質毒性評価データベース 農薬（2成分を拡充、14成分を更新）／英語版・日本語版」 	<p>係者の意見を聞きつつ、より使いやすいホームページになるよう必要な更新を行う。</p> <p>○ 様々な食品安全情報を収載し、かつ提供する基盤となる食品安全総合情報システムについて、食品安全に関する情報をより迅速かつ正確に提供するため、可用性・信頼性を高めるシステム更改に向けた準備を進める。</p>
<p>(2) SNS等</p> <p>委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。</p> <p>① Facebook</p>	<p>○ 利用者に食品安全に関する適切な情報を発信するため、SNS等による情報発信に注力した。</p> <p>○ Facebookにおいて科学的な根拠を伴う食中毒予防に関する注意喚起、</p>	<p>○ Xのフォロワーを拡大しつつ、Facebookと連携した効果的な発信を行う。</p> <p>○ 利用者ニーズに沿ったテーマ</p>

<p>委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebookの拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。</p> <p>② メールマガジン メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。</p> <p>③ ブログ 検索エンジンやX等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用してFacebookで配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えたXでの情報発信の際の情報資産の場とする。</p> <p>④ YouTube 検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えたXやFacebook</p>	<p>最新の食品健康影響評価、食品安全に関する基礎知識、委員会の審議概要等が発信した（約12回/月）。</p> <p>○ メールマガジンにおいて、委員会の開催等の情報を発信した（原則週1回）。</p> <p>○ ブログの特性を活かしつつ、最新の食品健康影響評価等を広く周知するため、Facebookで発信した情報を随時ブログに掲載した（約12回/月）。</p> <p>○ 4月に「農薬の再評価に係る食品健康影響評価の進展」～イミダクロプリドを例に～を配信した。</p>	<p>を中心に情報発信を行う。</p> <p>○ 情報発信を行う。</p> <p>○ 情報発信を行う。</p> <p>○ 動画配信を行う。</p>
---	--	---

<p>での発信の際の情報資産の場とする。</p> <p>⑤ X</p> <p>報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高いXの特性を活かし、食中毒の防止法等、身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。</p>	<p>○ ノロウイルス、ウエルシュ菌、カンピロバクター食中毒等の注意喚起や世界食品安全の日、食中毒の危険が高い食べ方など報道やインターネットで取り上げられている話題等、時季や機会をとらえた食品安全に関わるテーマを中心に情報発信した（約3回/月）。</p> <p>○ 公的機関のX認証バッジを取得した（9月）。</p>	<p>○ 情報発信を行う。</p>
<p>(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」等とともに、委員会が単独又は消費者庁をはじめとする関係省庁と連携して開催する意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。</p> <p>リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。</p> <p>加えて、学校教育関係者に対して学校現場の教材としての活用を促す。</p>	<p>○ 全各種学会、ifia/HFE JAPAN2025、全国食育推進大会 inTOKUSHIMA等のブース展示において、広報誌「食品安全」、パンフレット、キッズボックス総集編等の配布を行った。</p> <p>○ 月刊誌「栄養と料理」（女子栄養大学出版）に毎月、「食品安全委員会発ちよっと詳しく知りたい食品安全トピックス」を掲載した。</p> <p>○ 広報誌「食品安全」62号の発行に向けた準備を進めた（10月発行予定）。</p>	<p>○ 広報誌「食品安全」62号を発行した。意見交換会等でパンフレット、キッズボックス総集編等の配布、ポスターの展示を行う。広報誌についても、イベント等の機会を捉えて積極的に配布する。</p> <p>○ パンフレット「食品安全委員会」について、委員の改選等に伴い改訂を予定。</p>
<p>(4) 食品の安全性に関する用語集</p> <p>食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に</p>	<p>○ 食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。</p>	<p>○ 案文が確定したものから順次、ウェブサイト版を更新する。</p> <p>○ 用語集について、イベント等</p>

<p>関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。</p> <p>食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。</p>		<p>の機会を捉えて積極的に周知・提供を行う。</p>
<p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 評価書等の解説講座</p> <p>リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する（食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象）。</p>		<p>○ 重要な評価テーマ（検討中）に関する精講を開催予定。</p>
<p>(2) 意見交換会、講師派遣等</p> <p>地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や食品健康影響評価に対する理解の向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。また、消費者庁及びその他のリスク管理機関と連携してリスクコミュニケーションを実施</p>	<p>○ 学生、食品関係事業者、一般消費者等に対して、地方公共団体と共催の意見交換会[※]・講師派遣を下記のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 ifia/HFE JAPAN2025 の食品事業者向けセミナーで講演（山本委員長、頭金委員）及びブースの展示 ・ 6月 山口東京理科大学で大学院生向けの講義（頭金委員） 〃 大阪大学で大学生向けの講義（祖父江委員） 〃 ジョンズホプキンス大学日本同窓会の同窓生向け講演会で講演（祖父江委員） 〃 和歌山県立医科大学で大学生向けの講義（祖父江委員） 〃 長浜バイオ大学で大学生向けの講義（事務局職員） 	<p>○ 地方公共団体と共催の意見交換会[※]及び講師派遣（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月 沖縄県（事務局職員） ※ 〃 新潟県獣医師会（祖父江委員） ・ 11月 APPS2025（Asian Pacific Prion Symposium）（山本委員長）

<p>する際には、対象となる危害要因の分野に応じて、これまで実施した食品健康影響評価結果等の科学的な知見の提供、委員会委員の派遣及び様々な専門分野の科学者のネットワークを活かして専門家を推薦し、積極的に協力・関与する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〃 川越女子高校で高校生向けの講義（小島委員） ・ 7月 横浜薬科大学で大学生向けの講義（浅野委員） 〃 農林水産省の地方農政局職員向け研修会で講義（松永委員） ・ 8月 東京大学大学院で大学院生向けの講義（事務局職員） 〃 前橋市の一般市民向け講演会で講義（山本委員長） 〃 岡崎市の一般市民向け講演会で講義（頭金委員） 〃 食の安全・安心財団の事業者向け意見交換会で講演（祖父江委員） ・ 9月 埼玉県の主に給食施設職員向け研修会で講義（松永委員）※ 〃 農林水産省の国、地方自治体、畜産関係団体又は農協等生産者団体等の職員向け研修会で講義（事務局職員） 	<ul style="list-style-type: none"> 〃 京都府（事務局職員）※ ・ 12月 防衛医科大学校（事務局職員） ・ 3月 日本薬学会（浅野委員、祖父江委員） <p>上記以外にも講師派遣等につき地方自治体等と協議中。</p>
<p>（3）訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。</p>		<p>○ 随時、要望に応じて受け入れを検討。</p>
<p>（4）食の安全ダイヤルの活用 食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</p>	<p>○ 必要に応じ、隔週で開催されるリスクコミュニケーション担当者連絡会議で関係省庁（消費者庁、厚生労働省及び農林水産省）へ情報を提供した。</p>	<p>○ 消費者等からの相談や問合せに丁寧に対応する。</p>

<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係省庁の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p> <p>また、令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管を踏まえ、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁との更なる連携強化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った(12回)。 ○ 食品中の農薬、食品添加物、放射性物質及び食中毒の基礎知識について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子参加型イベント(9月に東京で「食べものの安全ってなあに?親子で学ぼう!体験しよう!」をテーマとし、親子が食品安全について一緒に学ぶことを目的としたブース出展)を行った。 ○ 消費者庁と作成した健康食品の動画教材をウェブページで公開(5月)。 ○ 関係省庁と連携し、SNS(Facebook、X)、メルマガ等で相互の情報を広めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隔週でのリスクコミュニケーション担当者連絡会議に対応する。 ○ 消費者庁の総合調整の下、関係省庁と連携して、意見交換会等の取組に積極的に参加する。 10月以降も親子参加型イベントを実施予定。 11月 大阪(親子イベント) ○ SNS等において相互の情報周知で連携するほか、必要に応じ、意見交換会等にも参加の協力を得る。
<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)</p> <p>さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を活用し、講師派遣や共催での意見交換会等のリスクコミュニケーション支援について、地方公共団体に周知した。 ○ 地方公共団体の食品安全担当者を対象とするオンライン研修(7月~9月)を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体との連絡会議を開催し、連携を強化するとともに、リスクコミュニケーションに関する正しい情報や取組事例等の共有に努める。

<p>(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）</p> <p>消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。</p>	<p>→資料2-2（p15）参照</p>	<p>○ 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との関係強化を図る。</p>
<p>(4) 報道関係者との意見交換</p> <p>意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</p>		<p>○ 報道関係者向けに重要な評価テーマ（検討中）に関する意見交換会の実施など、報道関係者との関係強化を図る。</p>
<p>(5) 学術団体との連携</p> <p>我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。</p>	<p>○ 下記のとおり、様々な学会において食品安全委員会のブースを出展。食品安全委員会の活動や、調査・研究事業の紹介、英文オンラインジャーナル「Food Safety」への投稿の促進のための紹介等も行いながら、学術団体との連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 日本家政学会 ・ 7月 日本毒性学会 ・ 9月 日本食品微生物学会 	<p>○ 委員講演（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 日本薬学会（浅野委員、祖父江委員） <p>○ ブース出展（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月 日本食品衛生学会 ・ 11月 日本動物実験代替法学会 ・ 1月 日本疫学会 ・ 3月 日本農薬学会 日本薬学会

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も開催情報を注視し、食品安全委員会を紹介できる学会への委員の派遣や、ブース出展を行う。
<p>4 その他</p> <p>エビデンスに基づくリスクコミュニケーションの推進に資するため、食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた予備調査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全に関する国民の意識の推移を経時的に把握するための調査手法に係る研究について公募した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託研究先と協力して研究事業を推進する。
<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全性に関係する大規模な緊急事態は発生しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態が発生した場合には、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。
<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の情報連絡体制を強化するため、緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等について、職員の異動等に合わせて随時更新を行った。 ○ 令和6年度の実務者研修及び確認訓練の後に実施したアンケート等を踏まえ、食品安全委員会内の緊急時対応手順書の改定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第47回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討を行う。

<p>急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>		
<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当者の実践的対応能力の向上等をはかるため、6月に実務者研修を実施。 ○ 実務者研修においては、食品安全委員会としての緊急時対応の概要や緊急時における情報発信等について、講義後、具体的な議論やアンケートの回収を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時対応体制の実効性等を確認するため、12月（予定）に消費者庁、厚生労働省及び農林水産省とともに確認訓練を実施する。委員会内の対応手順の確認、実際に対応した際の課題等をフィードバックし、適宜手順書に反映する。また、関係省庁との連携・役割分担についても確認する。
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有するとともに、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）に登録し、国民に対して情報提供を行う。</p> <p>中長期的な視点として、日本の食品安全に係る将来起こり得る課題を可能な限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組</p>	<p style="text-align: center;">→資料2-2（p16）参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日提供した。 ○ 収集した情報を隔週で食品安全総合情報システムに登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。 ○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報を収集し、日報に取りまとめ、リスク管理機関等関係者に提供する。 ○ 隔週報の作成、食品安全総合情報システムへの登録による情報提供を行う。 ○ リスク管理機関等と連携し、国内外の食品の安全性の確保に

<p>むとともに、リスク評価の実施に向けた必要な視点・情報の明確化等を意図しつつ議論の深化を図る。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<p>議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。</p> <p>○ 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。</p>	<p>関する情報をデータベース化し、今後リスク要因として考慮しなければならない事項を正確に把握するためのデータの蓄積の方法を検討し、より有効にこれらを活用する体制を構築する。</p>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>2025年6月 第17回コーデックス食品汚染物質部会（CCCCF）</p> <p>7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2025</p> <p>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2025</p> <p>2026年2月 第41回OECD農業作業部</p>	<p style="text-align: center;">➡資料2-2（p17）参照</p> <p>○ 予定していた国際会議等については、委員、専門委員又は事務局職員が参加し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2025（米国） ：情報収集のため委員1名が参加 ・ 9月 EUROTOX2025（ギリシャ） ：情報収集のため委員1名が参加 ・ " FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR） ：WHOエキスパートとして事務局職員1名が参加 ・ " レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2025 ：委員1名が参加 	<p>○ 開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。</p>

<p style="text-align: center;">会</p> <p style="text-align: center;">3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。</p>		
<p>2 海外の研究者等の招へい</p> <p>海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、必要に応じウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。</p>		<p>○ 引き続き、イベント開催の検討を行う。</p>
<p>3 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交</p>	<p>○ 外国政府機関との情報交換のために、食品中の微生物の安全性に関するリエゾングループ（IMFSLG）、リスクコミュニケーションに関するリエゾングループ（IRCLG）、食品中の化学物質のリスク評価手法に関する国際リエゾングループ（ILMERAC）及び食品中の化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG）に参加し、適宜情報交換を行った。</p> <p>○ 4月に欧州食品安全機関（EFSA）が実施した MOE（ばく露マージン）等の用語の使用状況調査に回答した。</p>	<p>○ 左記リエゾングループを通じ情報交換を行う。</p> <p>○ メール等で適宜連絡を取りながら、情報収集及び関係各国との調整等を行う。</p>

<p>換、連携の構築を行う。</p> <p>また、委員会の国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。</p>		
<p>4 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central (PMC)への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>	<p>○ 英文ジャーナルについて、6月に vol.13 No. 2、9月に vol.13 No. 3 を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAGE に掲載し、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等の海外への情報発信を行った。また、これらは National Center for Biotechnology Information, U.S. 内の National Library of Medicine が運営する生物医学・生命科学に関連するオンライン論文アーカイブ (PubMed Central : PMC) に掲載された。</p>	<p>○ 食品健康影響評価の概要や評価指針、食品健康影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>○ 12月下旬に「Food Safety vol.13 No. 4」を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAG 上に掲載し、PubMed への掲載を進める。</p> <p>○ PubMed へのバックナンバーも含めた掲載を進める。</p>

注：月、月日の表記において年を付していない場合は、令和7年の月、日。